

公 示

貨物自動車運送事業の経営許可の取消しについて

貨物自動車運送事業の経営許可を取消したので、下記のとおり公示します。
なお、上記取消し書面は、下記の交付場所及び時間において交付することとなりますので、申し出てください。

令和2年3月24日

関東運輸局長 吉 田 晶 子

記

1. 処分事業者
別表のとおり
2. 取消し書面の交付場所及び期限等
 - (1) 交付場所
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎18階
関東運輸局自動車監査指導部
 - (2) 交付期限
令和2年4月7日
 - (3) 交付時間
8時30分～正午、13時00分～18時15分
(土・日・祝日を除く)
3. 問い合わせ先
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎18階
関東運輸局自動車監査指導部 自動車監査官(貨物担当)
電話 045-211-7249

No	事業者名	主たる事務所の位置	営業所の名称及び位置	処分年月日	行政処分の内容	違反条項	違反行為の概要
1	山口栄光 株式会社	山梨県南アルプス市沢登768-1	山梨営業所:山梨県南アルプス市沢登768-1	令和2年3月24日	貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく許可取消処分	貨物自動車運送事業法第32条	事業の無届出 休止・廃止 (所在不明事業者)
2	有限会社 ベスト引越センター	茨城県那珂市杉290	本社営業所:茨城県那珂市杉290	令和2年3月24日	貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく許可取消処分	貨物自動車運送事業法第32条	事業の無届出 休止・廃止 (所在不明事業者)
3	有限会社 宮永通商	群馬県太田市高林西町524-28	本社営業所:群馬県太田市高林西町524-28	令和2年3月24日	貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく許可取消処分	貨物自動車運送事業法第32条	事業の無届出 休止・廃止 (所在不明事業者)